

1 背景

携帯電話やスマートフォンに係るGPS位置情報については、大規模災害時における安否確認や海難・山岳事故等における遭難者の捜索等、緊急時における活用に対する需要が高まっている。

2 現状と課題

- 現状、緊急時においては、警察等の救助機関の要請に基づき、電気通信事業者は**基地局に係る位置情報**(※)を提供している。

※ 移動体端末がどの基地局のエリア内に所在するかを明らかにするため、移動体端末がエリアを移動するごとに基地局に送られる情報。当該情報は、通信を成立させるために必要な情報であるため、電気通信事業者は、通信の前提として取得している。

- 他方、GPS位置情報は、通信を成立させるために必要な情報ではないため、電気通信事業者は通信の前提としてこれを取得しておらず、緊急時において通常活用されていない。

※ 電気通信事業者がGPS位置情報を取得する場合は、犯罪捜査のために捜査機関からの要請により当該情報の取得を求められた場合であって、令状に従う等の条件を満たしているときとされている(電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン第26条第3項)。

⇒ 人命救助の観点から、災害等により生命・身体に危険が切迫している場合において、GPS位置情報を取得・活用できるようにするためには、**電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの見直し**を行う必要がある。

3 検討結果・対応

上記課題について、本年(平成25年)5月から「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」(座長:長谷部 恭男 東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催し検討。電気通信事業者によるGPS位置情報の取得にあたっては、当該情報が**プライバシー性が高い情報であること**、**誤って提供した場合に回復困難な被害が生じる懸念があること**(例.家庭内暴力の配偶者から身を隠している場合等)等に留意する必要があること等から、**以下の2つの条件が認められることを要件とすること**等を内容とする「人命救助等におけるGPS位置情報の取扱いに関するとりまとめ」が行われた(平成25年7月8日公表)。

- ① 要救助者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫していること
- ② 要救助者の早期発見のためにその者に係るGPS位置情報を取得することが不可欠であること

このとりまとめを受けて、ガイドライン及びその解説について改正案を作成・公表し、本年7月9日から8月7日までの間、意見募集を実施(※)。その結果について同月30日に報道発表を行ったところ。これを踏まえたガイドライン改正について本年9月9日に官報掲載予定。 ※ 寄せられた意見の総数11件

人命救助等におけるGPS位置情報の取扱いについて

(電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの改正)

4 ガイドライン改正案

(位置情報)

第26条 電気通信事業者は、利用者の同意がある場合、裁判官の発付した令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、位置情報（移動体端末を所持する者の位置を示す情報であって、発信者情報でないものをいう。以下同じ。）を他人に 提供しないものとする。

2 電気通信事業者が、位置情報を加入者又はその指示する者に通知するサービスを提供し、又は第三者に提供させる場合には、利用者の権利が不当に侵害されることを防止するため必要な措置を講ずるものとする。

3 電気通信事業者は、第4条の規定にかかわらず、捜査機関からの要請により位置情報の取得を求められた場合において、当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるときであって、裁判官の発付した令状に従うときに限り、当該位置情報を取得するものとする。

4 電気通信事業者は、前項のほか、救助を要する者を捜索し、救助を行う警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関からの要請により救助を要する者の位置情報の取得を求められた場合においては、その者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、当該位置情報を取得するものとする。